

石労総発 0420 第 1 号
令和 3 年 4 月 20 日

関 係 各 位

石川労働局総務部長



令和 3 年度労働保険年度更新の周知広報について（依頼）

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より労働保険業務の運営につきましては、格段のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 3 年度の労働保険の年度更新手続きは6 月 1 日（火）から 7 月 12 日（月）までの間に行っていただくこととなりますが、これら申告・納付を事業主等に対して広く周知・啓発を図るため、別紙を参考に貴機関が発行する広報誌等に掲載いただければ幸いです。

また、同封のポスターにつきましても年度更新期間の終期（7 月 12 日）まで掲示していただきますよう重ねてお願い申し上げます。

なお、労働局では、各種届出や申請などに電子申請の利用促進を行っており、労働保険の申請についても利用を勧めておりますので、同封のリーフレットにつきましても掲示等していただきますよう併せてお願い申し上げます。

担当：石川労働局 労働保険徴収室

適用第 2 係 今井、西村

☎ 076-265-4422

Mail:ishikawa-choushuu.e87@mhlw.go.jp

『労働保険年度更新申告・納付の手続きはお早めに』

今年も労働保険年度更新の申告・納付時期となりました。

令和3年度の年度更新時期は6月1日（火）から7月12日（月）までとなっておりますので、この期間内に申告・納付手続きをお済ませ下さい。

なお、電子申請を利用すれば自宅やオフィスから24時間いつでも手続きが可能ですので、是非ご利用ください。

また、保険料申告書の集合受付を別表のとおり開催しますのでご活用下さい。集合受付日以外でも各労働基準監督署及び石川労働局において随時、申告書の受付を行っています。

◇お問い合わせ先◇

石川労働局 労働保険徴収室

〒920-0024

金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎5階

電話 076-265-4422

※本紙及びポスターのデータがご入用であればメールにて提供いたしますので、ご連絡をお願いします。

メールアドレス：ishikawa-choushuu.e87@mhlw.go.jp

また、広報誌等にご掲載いただいた場合には、お手数ですが、担当まで該当箇所をFAX等により送付いただけると幸いです。

令和3年度 石川労働局 労働保険年度更新申告書 集合受付日程

～ 申告・納付は、6月1日(火)から7月12日(月)までです。～

本年度の労働保険年度更新申告書の受付については、下記の日時・場所において受付会場を設置いたしますので、最寄りの会場にて申告書をご提出くださいますようお願いいたします。

当日、都合がつかない場合には、別日の最寄りの会場へお越しいただくか、電子申請(e-Gov)による提出又は各労働基準監督署、石川労働局労働保険徴収室へ郵送で提出していただくこともできます。

◇年度更新申告書に関するお問い合わせ◇

年度更新コールセンター 0800-555-6780 (フリーダイヤル)

受付時間:9時～17時
土・日・祝日を除く

石川労働局 総務部 労働保険徴収室

〒920-0024 金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎5階
電話番号 (076)265-4422

金沢労働基準監督署管内(管轄01)

日		時	場	所	対象地域
6月23日	水	10:00～15:30	鶴来総合文化会館 クレイン	白山市七原町77	白山市 旧 鶴来町～ 旧 白峰村
6月24日	木	10:00～15:30	白山商工会議所	白山市西新町159-2	白山市 旧 松任市 旧 美川町
6月25日	金		津幡町文化会館 シグナス	河北郡津幡町北中条3-1	かほく市 津幡町
7月6日	火	10:00～16:00	金沢駅西合同庁舎 6階 第1会議室	金沢市西念3-4-1	金沢市 野々市市 内灘町
7月7日	水				
7月8日	木				
7月9日	金				
7月12日	月				
金沢労働基準監督署 〒921-8013 金沢市新神田4-3-10 金沢新神田合同庁舎3階 電話番号(076)292-7938					

小松労働基準監督署管内(管轄02)

日	時	場	所	対象地域
6月16日	水	小松日の出合同庁舎 6階 共用会議室	小松市日の出町1-120	管内全域
6月17日	木	加賀地方合同庁舎 2階 会議室	加賀市大聖寺菅生178-3	加賀市
6月23日	水	小松日の出合同庁舎 6階 共用会議室	小松市日の出町1-120	管内全域
6月24日	木 10:00～15:00	能美市辰口福祉会館 305会議室	能美市辰口町又10	能美市 能美郡
6月29日	火	加賀地方合同庁舎 2階 会議室	加賀市大聖寺菅生178-3	加賀市
6月30日	水	小松日の出合同庁舎 6階 共用会議室	小松市日の出町1-120	管内全域
7月8日	木	加賀地方合同庁舎 2階 会議室	加賀市大聖寺菅生178-3	加賀市
7月12日	月	小松日の出合同庁舎 6階 共用会議室	小松市日の出町1-120	管内全域
小松労働基準監督署 〒923-0868 小松市日の出町1-120 小松日の出合同庁舎7階 電話番号 (0761)22-4317				

七尾労働基準監督署管内(管轄03)

日 時		場	所	対象地域	
6 月 9 日	水	七尾労働基準監督署	七尾市小島町西部2	管内全域	
6 月 11 日	金		ハローワーク羽咋	羽咋市南中央町キ105-6	羽咋市・宝達志水町 志賀町・中能登町
6 月 17 日	木		七尾労働基準監督署	七尾市小島町西部2	管内全域
6 月 23 日	水				
6 月 25 日	金		ハローワーク羽咋	羽咋市南中央町キ105-6	羽咋市・宝達志水町 志賀町・中能登町
6 月 30 日	水		志賀町文化ホール	羽咋郡志賀町高浜町力1-1	志賀町
7 月 1 日	木		七尾労働基準監督署	七尾市小島町西部2	管内全域
七尾労働基準監督署					

穴水労働基準監督署管内(管轄05)

日	時	場	所	対象地域
6月9日	水	穴水労働基準監督署 2階 事務室	鳳珠郡穴水町字川島キ84	穴水町
6月10日	木 10:00～15:00	輪島地方合同庁舎 4階 共用会議室	輪島市鳳至町島田99-3	輪島市
6月16日	水	ハローワーク能登	鳳珠郡能登町字宇出津新港3-2-2	珠洲市 能登町
6月17日	木	輪島市役所 町野支所	輪島市町野町粟蔵川原田22	輪島市 町野町
6月23日	水	輪島市役所 門前総合支所	輪島市門前町走出6-69	輪島市 門前町
6月24日	木 10:00～15:00	穴水労働基準監督署 2階 事務室	鳳珠郡穴水町字川島キ84	穴水町
6月24日	木	輪島地方合同庁舎 4階 共用会議室	輪島市鳳至町島田99-3	輪島市
穴水労働基準監督署 〒927-0027 鳳珠郡穴水町字川島キ84 穴水地方合同庁舎2階 電話番号 (0768)52-1140				

☆労働保険事務組合に係る申告書の提出は、別途指定する集合受付会場をご利用いただくか、石川労働局労働保険徴収室の窓口へ提出してください。

働き方改革関連法のポイント及び相談窓口



詳細は
こちら
➡

内 容	ポ イ ン ト	施 行 日	石川労働局の 相談窓口
時間外労働の上限規制	・ 1か月45時間、年360時間が原則 臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間以内、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）以内 ※ただし、自動車運転業務、建設事業、医師等は、令和6年3月まで適用が猶予又は除外されます。	○大企業 H31.4.1～ ◇中小企業 R2.4.1～	労働時間相談・ 支援コーナー (労働基準監督署内) [金沢] 076-292-7945
中小企業の割増賃金率引き上げ	・ 月60時間超の時間外労働の割増賃金率を50%に引き上げ	◇中小企業 R5.4.1～	[小松] 0761-22-4316
年次有給休暇の取得	・ 10日以上有給休暇が付与されている全ての労働者に対し、毎年5日、時季を指定の上取得	◎全ての企業規模 H31.4.1～	[七尾] 0767-52-3294
労働時間の状況の把握義務	・ すべての人の労働時間の状況（出退勤時刻）をタイムカード等による客観的な方法により把握		[穴水] 0768-52-1140
産業医への情報提供の充実 (※50人未満の事業場は努力義務)	・ 事業者から産業医への情報提供を充実・強化 ・ 産業医の活動と衛生委員会との関係を強化		雇用環境・均等室 076-265-4429
フレックスタイム制の清算期間	・ フレックスタイム制の「清算期間」を1か月から3か月に延長		
勤務間インターバル (※努力義務)	・ 事業主は、1日の勤務終了後、翌日の出勤までの間に一定時間以上の休息時間(インターバル)を確保	○大企業 R2.4.1～ ◇中小企業 R3.4.1～ ◎労働者派遣法の適用はR2.4.1～	雇用環境・均等室 076-265-4429 [派遣関係] 需給調整事業室 076-265-4435
いわゆる「同一労働同一賃金」	・ 同一企業内の正規と非正規（パート、有期、派遣）との間で、基本給や賞与などのすべての待遇ごとに、不合理な待遇差を禁止 ・ 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化		

※「中小企業」の範囲：「小売業（飲食店を含む）」で資本金の額・出資の総額が5,000万円以下又は常時雇用する労働者の数が50人以下。「サービス業」で資本金の額・出資の総額が5,000万円以下又は常時雇用する労働者の数が100人以下。「卸売業」で資本金の額・出資の総額が1億円以下又は常時雇用する労働者の数が100人以下。「その他の業種」で資本金の額・出資の総額が3億円以下又は常時雇用する労働者の数が300人以下。

労働時間相談・支援コーナー

(労働基準監督署内) ※電話番号は上表に記載

次のような相談に応じています。個別訪問によるご相談にも対応していますので、お気軽に、当コーナーにお問合せ下さい。

- 1 時間外・休日労働協定(36協定)を含む労働時間制度全般
- 2 変形労働時間制などの労働時間に関する制度の導入
- 3 長時間労働の削減に向けた取組み

相談
窓口

助 成 金 の ご 案 内



働き方改革推進支援助成金

労働時間短縮・年休促進支援コース

生産性を向上させ、労働時間の短縮や年次有給休暇の促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。

勤務間インターバル導入コース

勤務間インターバルの導入に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。

労働時間適正管理推進コース

生産性を向上させ、労務・労働時間の適正管理の推進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。

※詳細は、ホームページ等でご確認ください。

業務改善助成金

中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。生産性向上のための設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

石川県の最低賃金は、令和2年10月7日から833円です。

※詳細は、ホームページ等でご確認ください。

人材確保等支援助成金（テレワークコース）

良質なテレワークを新規導入・実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主が助成対象となります。

※詳細は、ホームページ等でご確認ください。

お問合せ先 助成金について 石川労働局 雇用環境・均等室 電話 076-265-4429
最低賃金について 石川労働局 労働基準部 賃金室 電話 076-265-4425

※予算に限りがありますので、申請期限前に受付を締め切る場合がございます。

!! 3つの働き方CHANGE!で、笑顔あふれる職場づくりを!!

働き方改革推進支援センター

相談
窓口

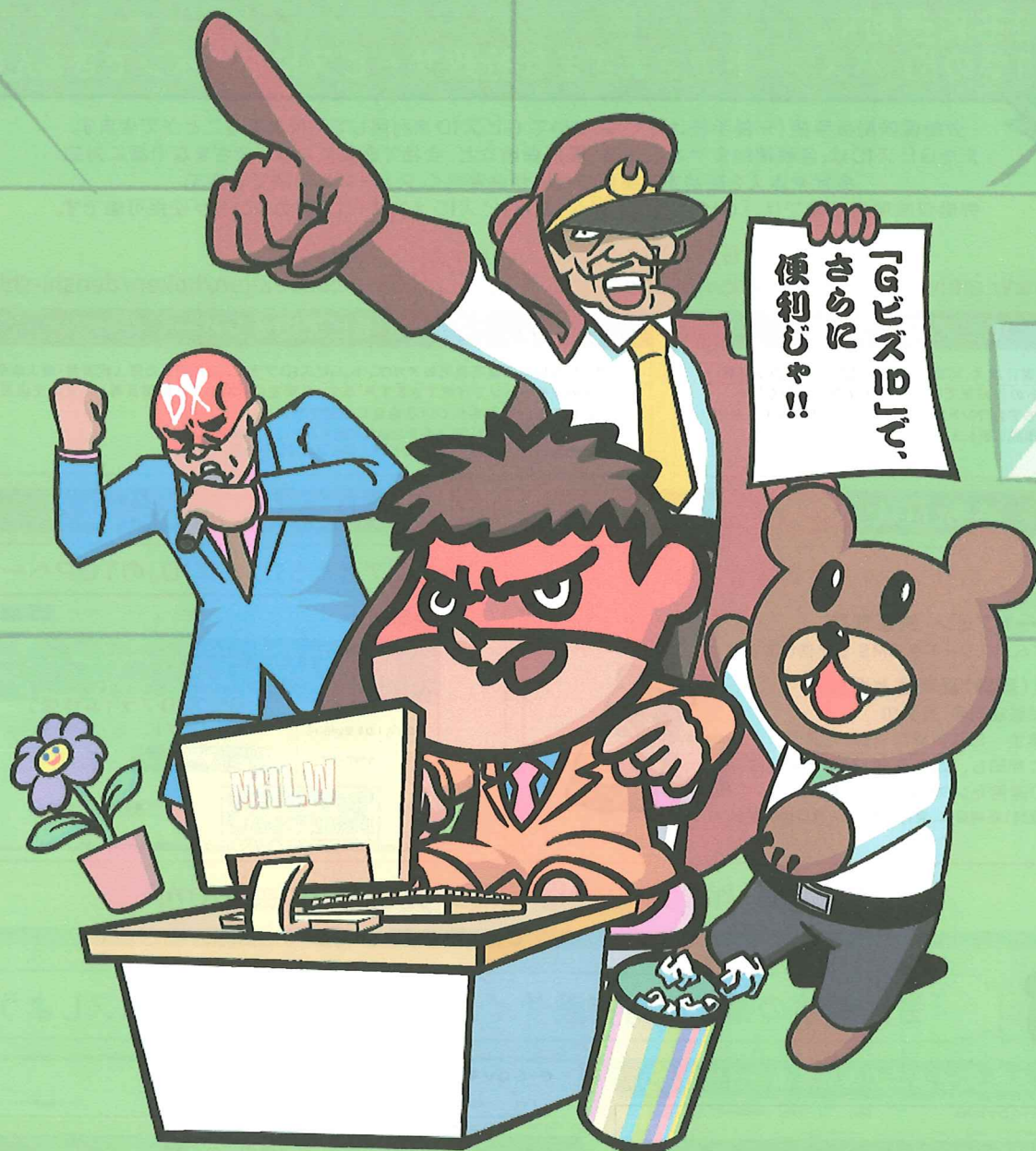
助成金を活用した働き方改革など、『働き方改革』に関連する様々なご相談に総合的に対応し、支援します。



社会保険労務士等の専門家が、電話相談や企業へ訪問しての支援を実施します。

<問合せ先> 石川働き方改革推進 支援センター
【電話】 0120-319339

この時代、電子申請は、
新しい働き方のひとつですよ。



これから働くための、デジタル新戦略。

労働保険の電子申請

作戦1

簡単・スピーディに申請できるんじゃ。

大量の申請書類への記入は大変ですね。そんな時、電子申請ならスピーディ。前年度の情報を取り込み、入力チェック機能や自動計算機能で、記入漏れや記入ミスを防げます。

作戦2

いつでもどこでも手続きができますよ。

労働局や労働基準監督署などの窓口に出向く必要はありません。窓口での待ち時間がなく、自宅やオフィスにしながら申請や届出ができます。しかも、24時間365日、いつでも手続きが可能です。

作戦3

ムダな時間、コストを削減できるぞ。

申請・届出用紙の入手は不要。移動費などのコストが削減できます。さらにGビズIDやマイナンバーカードを使うと電子証明書の取得費用もかかりません。

労働保険の納付は口座振替・電子納付が便利です。

詳しくは「労働保険の電子申請」検索



新しい時代を乗り越える 新しい作戦、「GビズID」。



さらに便利に。
1つのID・パスワードでさまざまな行政サービスにログインできるんじや。



労働保険関係手続（一部手続は除く）について、GビズIDを利用して手続することができます。
またGビズIDは、各種補助金や社会保険、雇用保険など、会社で必要になるさまざまな申請に対応。
会社や本人を証明する書類の提出が必要なく、スムーズに申請できます。
労働保険関係手続では、「GビズIDプライム」と「GビズIDメンバー」のアカウントが使用可能です。

GビズIDに対応している手続については、

https://www.mhlw.go.jp/stf/selsakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/denshi-shinsei.html

GビズIDプライム

登録申請書に加え、印鑑（登録）証明書や登録印が必要。
アカウントの作成までに、原則として2週間かかります。
当然申請もアカウントができてからになりますので、余裕をもって作成しましょう。

GビズIDメンバー

組織に所属する従業員用のアカウント。GビズIDプライムを取得した法人代表者・個人事業主本人が自身のマイページで作成できます。^{※1}また、事業主の代理人（総務部長等）^{※2}又は支店長等が事業主として届出等がされている場合に使用できます。
^{※1} 法人の場合は、同じ法人番号の組織に属する方のみ、作成可能。
^{※2} 代理人により申請する場合は代理人選任届の提出が必要。

さあ、「GビズIDプライム」を作成して、労働保険の電子申請をはじめよう。

アカウント作成に必要なもの。

●スマートフォン・携帯電話
ワンタイムパスワードをSMSで受信します。

●印鑑（登録）証明書と登録印

法人…印鑑証明書、登録印

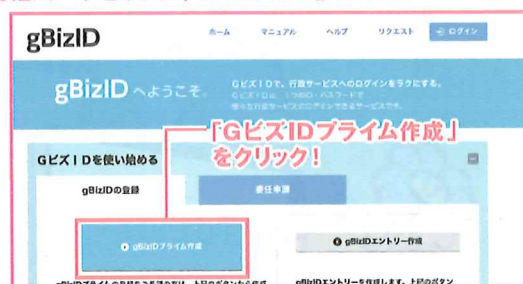
個人事業主…印鑑登録証明書、登録印

申請書に押印し、印鑑（登録）証明書と共に
GビズID運用センターに送付します。

※印鑑（登録）証明書は、発行日より3ヶ月以内の原本。



用意ができたなら「GビズID」のTOPページへ。

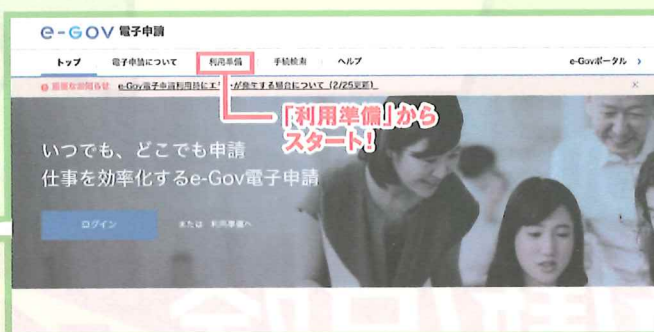


詳しくは、<https://gbiz-id.go.jp/top/index.html>



「労働保険の電子申請特設サイト」から、e-Govにアクセスしよう。

さあ、電子申請の事前準備をはじめよう。



- チェック1 電子証明書を用意します。
(GビズIDアカウントを使用する場合は電子証明書の用意は不要となります。)
- チェック2 アカountの準備を行います。
- チェック3 ブラウザの設定を確認します。
- チェック4 アプリケーションをインストールします。

●市販の電子申請用ソフト(API対応ソフト)を利用すれば、さらにメリットがあります。

- ・労働者の情報をソフト内に入力し保存できます。
- ・当該データを基にワンクリックで様式が自動作成され、あとはそれを送信するだけです。ぜひ、ご利用をご検討ください。

e-Gov 電子申請 <https://shinsei.e-gov.go.jp/>